

北海道公安委員会告示第48号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、古平町内及び余市町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳 一

1 合意した者

- (1) 古平町
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局
- (4) 有限会社大伸運輸
- (5) 北海道中央バス株式会社
- (6) 余市町

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、北海道中央バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	進行方向別	所在地
1	古平新地町	南東	古平郡古平町大字新地町10番地先
2	港町	南東	古平郡古平町大字港町13番4地先
3	古平役場前	南東	古平郡古平町大字浜町104番3地先
4	古平浜町	南東	古平郡古平町大字浜町85番3地先
5	沢江	南東	古平郡古平町大字沢江町5番8地先
6	古平家族旅行村	南東	古平郡古平町大字歌棄町445番地先
7	沖町	南東	古平郡古平町大字沖町29番11地先
8	富沢8丁目	南	余市郡余市町富沢町7丁目12番地1地先
9	余市駅前十字街	南東	余市郡余市町黒川町7丁目6番地1地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
有限会社大伸運輸	通称名「町外便バス」の用に供する自動車